

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03) 3377-4649

FAX(03) 3299-5367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 東京労金本店 No.1154163

〈もくじ〉

■巻頭言■

鳩山 由起夫の異常な言動

滝野 忠……………2

連合結成十周年と政治状況……………3

巨大鉄鋼資本に闘い挑む……………5

―神戸製鋼闘争の闘いの内容と経過(上)―

「総団結・総決起」への心がまえ……………8

―国労大会を傍聴して―

資料1 国労闘争団が求める解決要求(九九・六・一五)……………12

資料2 国労東京第一事業所分会

修善寺大会の意義を再確認し、総団結、総決起の大会へ……………12

資料3 「どうそうだんわっかない」号外(九九・八・二六)……………13

「運輸省の考え」は絶対認められない

資料4 闘争団・家族を激励し、国鉄闘争の全面勝利をめざす全園集会(九九・八・二五)……………14

ア ピ ー ル

東京都、給与(本給四%、ボーナス一〇・五%)大幅カット……………15

―福祉切り下げへの布石―

読者からのおたより……………15

訂正とお詫び……………16

旬刊 社会通信

NO. 747

一九九九年九月二二日号

一九九九年九月二二日発行
(毎月一日・二二日・三十一日三回発行)

鳩山 由起夫の異常な言動

日本の保守政治は「断末魔」（だんまつま）の状況を示しはじめた。「末魔」は梵語（古代インド・サンスクリット語の文語）である、支節・死穴の音訳で「臨終」を意味する。保守政治の「終わり」が近いといえ、この「政治反動の嵐」のなかで、ドン・キホーテもいいところとお叱りを受けるに違いない。

現代政治は異常である。「大政翼賛政治」という言葉が保守、革新を問わずあちこちで使われ始め、「時事用語」ともなった。大政とは「天下の政（まつりごと）」の意で、『広辞苑』には大政奉還、大政翼賛会の二例がある。大政翼賛会は「昭和十五年十月、第二次近衛内閣の下で新体制運動を推進するために組織された国民統制組織」である。大日本帝国崩壊直前の昭和二十年六月に解散された。

さきの国会では自民・自由・公明の「大政翼賛体制」（自公が衆参国会に占める議席は衆院三百五十六、参院百四十一で、それぞれ定数は五百と二百五十二。したがって議席比は七一%、五六%強になる）で、第二次世界大戦後、自民党がやりたくてもできなかった政策・法案が次ぎつぎとしかも易々と、あつとつと間に通過させられた。ガイドライン関連法という「戦争法」、「日の丸・君が代」法、盗聴法、住民基本台帳法「改正」の一連の有事体制をにらんだ反動立法、それに「経済危機突破」を口実とする財政出動、政府が先頭にたつ首切り法「産業再生関連法」等々である。「日の丸・君が代」は明治憲法体制下でも法制化することはなかった。この法律は、教育、政府関係現場に、強制をもたらししている。まさに異常で第二次世界大戦前、日本を暗黒政治に導いた大政翼賛政治と同じではないかというのである。

これだけでも「異常」なのに、政界ではさらに常軌を逸する事態が目の前で展開されている。「改憲＝憲法九条改悪」の世論づくりを一挙に展開しようと。九月におこなわれる、保守本流の自民、保守傍流の民主の党首選で「改憲」が最大のテーマにされようとしていることだ。自民では山崎が政策の柱とし、民主では鳩山が「憲法は改正すべきだ、しっかりと論争する。それで最後に（党が）割り切れるというなら仕方ない。自分がリーダーになって憲法改正を訴えて、そこにどうしてもついていけないとしたら仕方がない。しかし、その人たちに認めてもらう環境はつくらなければならぬ」と異常なハッスルぶりだ。

民主党は旧自民、旧民社、旧日本新党の「保守」勢力と旧社会の「風見鶏」勢力の烏合（うごう）の集団だ。「改憲」という政策では一致していても（それがこれまでの民主の政策であった「論憲」、改憲の内容、すすめ方はそれぞれに違う。民主の支持団体・スポンサーというよりオーナーのユニオン連合主流の本心は「憲法九条改悪」（今年の造船重機労連大会では「日の丸」が掲げられた）だが、自治労・教組、全国一般等の現場は「改悪反対」だから、いま、「憲法改正を党首選の柱」という鳩山の言動は「ありがた迷惑」で、連合会長は「憲法改正を論議するのはいいが、連合としては九条は対象とすべきではないと考えている」と、釘をさすことに懸命だ。

憲法九条改正が政治の焦点になれば、連合は二つに割れはしないが、求心力はさらに弱まり、社会政治的影響力は一挙に低下する。民主は割れ小さくなる。かつての「連合」参

議院と同じ事態がくり返される。それは戦前以上の「大政翼賛政治」に道を開く。

鳩山はさらに、自民、民主の党首選は「一国のリーダーを選ば選挙。自民、民主の党首選候補者が集い、論争しよう」ともいつている。この発言は政党の趣旨からは考えられないことだ。政党は己の哲学・政策をもつ。哲学・政策が違ふからいくつもの政党が生まれる。党の理念・政策を国民に訴え政権を争うのが選挙である。したがって、政党は己の理念を国民に訴えるのもっともふさわしい人物を党首に選ぶのだ。鳩山は、自民の三候補をお友達とし、民主も自民も政策を異にする政党と思っていない。まさにこれは異常なことだ。「大政翼賛政治」としかいえない事態である。
(滝野 忠)

連合結成十周年と政治状況

今日を予言した「全労協パンフ」

こんにちの「大政翼賛政治」の発端は「総評解散・ユニオン連合発足」にあったといつて過言であるまい。総評解散後、「総評労働運動の歴史と伝統を継承する」と結成された全労協（全国労働組合連絡協議会）はパンフ『全労協とは何か』（一九八九年十一月一日）のはじめに、で、連合結成の政治におよぼす危惧についてこう述べている。

「総評解散によって、日本労働運動は新たな歴史的段階に入りました。日本現代史上四度目の歴史的に大きな動きです。

第一回目は一九二二年、日本労働運動史上はじめてのナショナルセンター『友愛会』が誕生したときです。第二回目は一九三八年、軍部によって労働運動が徹底的に弾圧され、『産業報国会』が結成されたときです。第三回目は一九五〇年、『戦争とファシズム』の暗い時代への反省から『総評』が生まれたときです。そして今、その総評が自らを解体し、『連合』が登場しようとしています。

労働運動のあり方は、日本の政治に大きな影響をおよぼしてきました。『友愛会』は大正デモクラシーの時代を、『産業報告会』はファシズムの時代を、『総評』は民主主義と憲法の時代を、というようにです。

『連合』が民間主導で結成されたとき、ときの総理竹下は『抱擁』したいとまで言いました。まさに『連合』は政府・財界に『慶賀』『抱擁』されて生まれた組織です」

21世紀臨調は「大政翼賛会」組織

現状は、この予言どおりすすんだということある。

それをもっともよく示すのが、連合は六月「二一世紀臨調」と名を変えた「民間政治臨調」の主要構成組織であることだ。民間政治臨調「会員名簿」には会長代理に得本輝人（金属労協議長）、幹事に笹森清（連合事務局長）が幹事会（定数八）、会員には連合総研理事長、自治労委員長、CSG連合会長、鉄鋼労連委員長、自動車総連会長、商業労連顧問、国際労働財団理事長、電機労連委員長、全通委員長、連合顧問、NTT労組委員長、電力総連会長、商業労連会長、ゼンキン連合会長、ゼンセン同盟会長、造船重機労連委員長、松下政経塾塾長、連合会長が名をつらねる。ちなみに幹事会は八名、会員は七八名で、その構成は労組二〇名、ジャーナリズム二〇名、学者二名、財界官僚出身一八名、自治

体首長二名、他である。

民間政治臨調Ⅱ二世紀臨調は、「政・財・官・労・学・マスコミ」で構成される「大政翼賛会」組織である。昨年八月、民間政治臨調は「現下の危機に対する緊急提言」を発表。そこに「戦後憲法体制の包括的検証に踏み込んだ、今世紀最後の国民的論議を展開する」とした。連合は直後の中央執行委員会の、「参考資料」として、これを配布した。二一世紀臨調は四つの課題を掲げる。その第一項はこうである。

「目前に迫った『二一世紀の日本』のあるべき姿、国の理念、国民目標の新たな創造に向けて、①国の外交・安全保障・危機管理体制、②国会・内閣・司法・地方自治、③国民の権利と義務など、国の統治制度、基本法制の一体的な見直しを行い、戦後憲法体制の包括的な検証にまで踏み込んだ今世紀最後の国民的議論を展開する」

「戦後憲法体制」を見直すというのだ。これに連合会長・事務局長をはじめ有力組織の長が参加する。連合は六月の中央委員会で「政治方針」を見直し、憲法問題について「憲法改正を組上に乗せることは不適當」から、「まだ論議自体が国民的な拡がりを見せておらず未成熟のため、現状では憲法改正を組上に乗せることは、時期尚早」とあらためた。

記述変更の意図は明らかだ。連合は二一世紀臨調と協力し、憲法改正への条件をつくる、憲法改正で国民世論が二分されなくなった時、改正にふみこむというのである。

日本は高度成長の過程で帝国主義的自立と復活をとげ、一九八五年「プラザ合意」以降、帝国主義的進出にふみこんだ。そしてこんにち、新ガイドライン関連法、盗聴三法、日の丸・君が代法制化、憲法調査会の国会設置である。

「大政翼賛会」——過去と現在

一九三〇年代の「大政翼賛政治」は戦争政策の拡大、労働運動弾圧、政党政治の腐敗、軍部台頭、昭和研究会から「新体制運動」の集大成として①国家総動員法（一九三九年三月）、②国民精神総動員委員会（一九三九年三月）、③新体制推進運動（一九四〇年六月）、④大政翼賛会（一九四〇年十月）、⑤産業報国会（一九四〇年十一月）と、「戦時体制」がつくられていった。

手元に『新体制とはどんなことか』（報知新聞社政治部編、昭和一五年十月刊）がある。民間政治臨調の後押しで、日本新党を創立し、非自民連立政権の首相となった細川護熙の母方の祖父、公爵・元首相の近衛文麿の揮毫（きごう）「一億一心」が巻頭を飾り、大政翼賛会事務総長で伯爵・有馬頼寧は〈序〉で「政治が革新されねば、その他の革新は望まれない。そこで国民全部が協力して政治の万民翼賛大政を打ち立てねばならないと思う。こういう新しい政治体制を作るのが今回の新体制運動である」と号令する。なぜか、昭和研究会・新体制運動と民間政治臨調——二一世紀臨調、こんにちの改憲策動とが二重写しに思えてならぬのである。

一九三〇年代のそれは「上」から「権力的」につくられた。しかし現在は様相を異にする。世界第二の巨大な経済力、日本国憲法下の「自由と民主主義」、「政党政治」のなかで、権力が「下」からの国民運動として展開し、その結果として①新ガイドライン関連法Ⅱ国家総動員法、②盗聴三法Ⅱ治安維持法、③日の丸・君が代法Ⅱ国民精神総動員、④憲法調査会Ⅱ日新体制運動が一拳にかつ易々とつくり上げられていることだ。

一九七四年、日経連会長・桜田武は日経連幹部達にこう檄をとばした。

「政治が混迷している間の日本には安定帯がなければなりません。私は企業の職場を中心とする労使が安定帯となり得ると信じます。昭和二十年初頭から敗戦後の一両年間既に経験した所であります。

それに警察、裁判所が健在であり所要の官僚機構が健在であれば、政治の混迷期は案外経過できるものと信じるものです」。

「企業の職場を中心とする安定帯」、「憲法をつくる力が憲法」という大勲位の諸言動、それを一九七〇年代以降、「経営権確立」をスローガンに推しすすめた財界主導（財界には大蔵、通産事務次官クラスが天下り大きな影響力をもつ）の労組への懐柔と弾圧、情報（マスコミ）操作が、現代的大政翼賛会をつくったのではないか。（T）

巨大鉄鋼資本に闘い挑む

―神戸製鋼闘争の闘いの内容と経過（上）―

すさまじい人減らし攻撃の中で

一九八〇年代、総評労働運動解体を前にして、兵庫県下では八三年「兵庫・社会労働運動センター（事務局長・松枝佳宏氏）」が結成されました。

大企業傘下では、JC労働運動の支配に苦闘してきた大企業の活動家にはこうした地域での支援体制づくりは大きな勇氣と闘いへの展望を切り拓く契機になりました。

おりしも、鉄鋼界では八六年の円高を口実に「第一次リストラ」・大量人減らしが導入されることになりました。

兵庫県下でも、鉄鋼大手五社の川崎製鉄・神戸製鋼において「常識への挑戦」（川鉄）「極限への挑戦」（神鋼）をスローガンに「賃下げ」、「五五歳以上の労働者の首切り」や「職場丸ごと出向（転籍制度）」を中心とした合理化が矢継ぎばやに強行されていきました。こうした中で、川鉄の有田輝久氏が「これまでも鉄鋼の活動家の生きざまが問われる問題」との強い認識の上で「職場丸ごと出向（労働条件切り下げ・五六日年）」に反対し、出向裁判を提起しました（一九八七年〜九〇年・勝利和解）。

有田さんの闘いは、兵庫県下にとどまらず、鉄鋼産業で共に闘う仲間にも大きな勇氣を与え、一九九〇年には新日鉄・八幡で同様の「出向命令無効確認」の裁判が六名の原告によって提起され闘われています（九〇年提訴、九六年地裁・原告敗訴・現在高裁係争中）。同じく鉄鋼では川崎・葺合で有田さんに引き続いて、三輪重信氏が「不当配転命令無効確認」裁判を九七年に神戸地裁に提訴し、わずか七回の公判で原告完全勝利と言う画期的判決を勝ち取り、停滞気味の私たちの身の回りの空気に一陣の涼風をもたらしました（九七年五月提訴、九八年三月勝利和解）。

また、兵庫県下の神綱でも九二年に十二名の労働者によって「賃金差別撤廃地労委闘争（不当労働行為救済）」が申し立てられ（係争中）、さらに、こうした「不当差別」に対する反撃の「のろし」は産業の枠を越えて「川崎重工」（申立人・一七名）（係争中）や「住友ゴム」（原告・二名）（係争中）と燃えひろがっています。

こうした闘いの拡がりのさ中、神戸製鋼において、先の川鉄・有田氏の裁判とまったく

同様に「職場丸ごと出向」が九四年に提案され「塗木さん出向裁判」闘争が発生しました（九四年提訴・九九年二月・原告敗訴、現在大阪高裁係争中）。さらに神綱では塗木氏の出向裁判の係争中にもかかわらず、地労委申立人四名が在籍する職場が九六年に「丸ごと出向対象職場」に上げられ、四名の執拗な抵抗闘争や抗議をも無視して出向させられ、二ツ目の「出向裁判」（九六年提訴・係争中）が取り組まれることになりました。

こうして、現在、神綱では、十二名の労働者による「不当労働行為救済」を求める「賃金差別撤廃地労委」闘争と「塗木さん出向裁判・高裁」および「鴨川さんら四名の出向裁判」闘争が展開されています。

「泣き寝入り、アキラメ」でなく

神戸製鋼のある神戸の地では、大手企業傘下で闘う仲間が結集し、大企業労働者交流会（代表・米岡史之氏（三菱重工OB））を結成し、企業の枠を越えて、原告を中心に、相互の闘争支援や交流を深めながら、闘う仲間や地域からの指導をうけ、今後は大企業の舌で苦しめられている下請け、孫請け、関連企業の中で苦しめられている多くの未組織の労働者をも視野に入れた運動。〃泣き寝入り、アキラメ〃では労働者の未来はひらけない〃をどう掘り起こしていくか：を自らの問題として受けとめ新たな運動づくりに着手し始めています。

「活動家」の存在をかけて

一九九〇年代に入って、いわゆる鉄鋼の活動家群は、ほぼ点の存在まで少数化し、やつと職場にとどまるところまでおいこまれてきました。

このことは必然的に職場における「活動家」の存在価値の低下とともに、その存在そのものが問われることとなりました。それでも、私たちは隔年に行われる「組合の役員」に果敢に挑戦し、会社・職制の介入の中にあっても一〇%の得票率を獲得し、日常的には門前での定例ビラの配布や春闘・人べらし合理化時のビラ配布、労働組合への申し入れなど取組んできたところです。

しかし、年々強化されていく考課査定型賃金（能力主義型賃金）の拡大強化によって、いわゆる左派系活動家と目される労働者は、その標的にされ、〃みせしめ賃金差別〃（考査査定の下ランク付けや社員段階の昇格の滞留年数の長期化）に苦しめられ、一般組合員との賃金格差は異常に拡大していきました。さらに、昇進格差は「日常作業のどんなポストについて、どんな作業をするのか：」にまで波及し、活動家と目された組合員は新入社員とほぼ同様の低ランクの作業に従事させられ、教育の機会や資格取得の機会も奪われ「ダメ人間」、「おちこぼれ」的扱いがなされました。

こうした状況の中で、活動家の困りにいた、〃良心派〃組合員はアキラメで転職の道を選ぶか、活動家個々に対しても「転向」攻撃が執拗につづけられ「アメとムチ」の政策が強化されていきました。

職場に残された活動家も、一般組合員との分断の大きさに、組織的に、組織活動もにぶり、ここ十数年間は具体的仲間拡大の展望も見い出せない中で、少数化と高齢化及び心身両面の疲労（病気もち）に焦りを強く感じるに至りました。

地労委では、すでに七年、四七回の尋問が進んでいます。この間、私たちは弁護団（六名）と（一）労働運動部門、（二）賃金部門を設置し、総論部分では申立人側は三名の証人を立て、（一）労働運動部門では①会社が行ってきた活動家に対する「みせしめ差別行為」、②組合員大衆との分断の行為と経過、③役員選挙への介入の実態、④「労資協調・一体化路線」会社側の育成とを中心に立証し、（二）賃金部門で①年功型賃金体系から考課査定型（能力主義）賃金体系への改訂の内容と経過、②恣意的考課査定の実態、③活動家のみが「みせしめ」的扱いを可能にする体系と運用について立証してきました。

一方会社側は二名の証人を立て（一）労働運動部門では①鉄鋼の合理化の必然性、労働組合の対応の変化、②労働内容の変化と労務構成の変化にともなう労務管理体制の対応、（二）賃金部門では①能力主義型の必要性と労働組合との協議・協定の正当性、②「みせしめ」ではなく「考課査定」の結果としての格差の発生、③考課査定四重五重のチェック、④「組合活動家」として認識していないを中心に反論してきました。

その後、個人立証に移り、申立側は①配属された職場でどんな作業をし、どんな扱いを受けてきたのか、②どんな組合活動をやってきたのか、③いつごろから「みせしめ」差別を受け、どんな差別を受けてきたのか、④差別行為に対し、どんな対応をしてきたのかを立証していています。

会社側は職場末端の班長もしくは職長に「陳述書」を提出させて、それにもとづいて室長もしくは元・室長が証人に立って①各申立人は作業上能力が低く、作業ミスが多く、意欲に欠けている、②設備に対する理解度も低く、指導しても理解できない、③QC等の改善意欲にも欠けている、などを中心に「ダメ人間づくり」に努めて証言を展開してきています。

今後は、申立人残り二名に対する会社側証人の証言査定が行われた後、申立人全員の最終陳述書提出を行い、今年末には結審、命令を待つこととなります。（つづく）

「総団結・総決起」への心がまえ

— 国労大会を傍聴して —

国労は世界労働運動史上、「最強・最高」の労働組合だ。国家権力、総資本さらには労働組合の全国組織（ユニオン連合）から、「いいかげんに白旗を揚げよ」との恫喝・脅迫・ゆさぶりをハネ返し、「労働者の首を守り抜くのが労働組合の絶対的任務」、「労働者否定の不当労働行為は許せない」と、千人余の首切られた国労組合員・家族とともに、十数年もたたかい続ける例は世界労働運動にもない。

現代は大量失業時代、たたかい続ける国労、国労組合員、闘争団と家族の経験が、六千万労働者の頭上に襲いかかっている。国鉄闘争の質が量に転化する条件の成熟である。それだけに国労の「総決起・総団結」が求められる。「総団結・総決起」の条件は何か。国労指導部が初心に返ることだ。「人材活用センター」、修善寺大会、清算事業団、国労闘争団結成いらいの喜怒哀楽、「多くの涙」である。国労が「労資平和協定」を否定して、こんにちまで闘い抜いた労働者の「生き様」、つまり「労働者の誇り」を語り、訴えることだ。約二〇年におよぶ「たたかひの誇り」、そして「必ず勝つ」との天を衝く気迫・気概

が「総団結・総決起」の源でなければならぬ。

気迫と気概を

国鉄闘争の一日も早い解決を望まぬ者はだれ一人としていない。しかし、「解決」というからには、「国鉄改革法」（国労組合員であることを首切りの対象とした悪法）で首切れ、差別され、自殺にまで追い込まれ、家庭・社会生活をふみにじられた組合員と闘争団の家族、さらに国労とともに連帯したたかい続けた支援の仲間たちが「良かった」と納得できるものでなければならぬ。

国鉄分割民営化はどんな意図と目的でおこなわれたのか。ニツクキ大勲位・中曽根は一九九六年に出版した『天地有情』で対談者の間に得意然とこう語る。

「国鉄の分割民営化が進んだことによって、日本専売公社（現日本タバコ）や日本電電公社（現NTT）の民営化も明確になるわけですが、専売公社や電々公社の民営化と国鉄の民営化とは、かなり抵抗の度合いが違っていったんじゃないでしょうか。

中曽根 それは、もうまるっきり違いましたね。国鉄というのは国労（国鉄労働組合）があって、総評（日本労働組合総評議会）があって、社会党があったわけですからね。

―臨調（第二臨調・一九八三年）がはじまった段階でも、国鉄の分割民営化なんかできるわけがないというのが世間一般の認識でしたよね。

中曽根 そうでした。問題は、総評と国労でした。しかし、あのとき鉄労（鉄道労働組合）が健闘したんです。もちろんご存じでしょうが、鉄労というのは民社系の労組で、私はよく接触していました。春日一幸君ですね。それに公明党系の全施労（全国鉄道施設労働組合）が加わって、動労（日本動力車労働組合）が総評を脱退して、総評が崩れてきたわけです。

決定的にしたのは八六年七月の衆参同日選挙でした。

―それが、成功したのは、やはり時代の大きな変化にマッチしたからでしょうね。

中曽根 大きな時代の流れから見れば、二度にわたる石油危機の中で民間はリストラをやりながら血の滲（にじ）む努力をしたわけですよ。だから、こんどは国家の番だというわけですね。：そういう流れの中で、国鉄も一つの目玉になっていました。

そして、八六年三月に鉄道事業法（分割民営化のための法律）と国鉄改革法案を国会に提出して、七月に総選挙をやった。あの選挙は『国鉄民営分是か非か』を問う選挙でもあったわけですよ。

（文芸春秋社刊、五一―五二四頁）

国鉄分割民営化で総評と社会党を弱体化させる、そして行政改革の実行で「国家改造」をはかることがめざされたのだ。第二臨調は行革審、民間政治臨調―二十一世紀臨調、行革会議と受け継がれ「大政翼賛政治」をつくっていることは、誰もが知るところとなった。国鉄分割民営化は「国家改造計画」の一環としてあった。それを如実に示すのが総評、社会党が自壊し、解体されてしまったことだ。旧国鉄の労働組合も再編され、すっかり姿を変えてしまった。政府自民党が恐れた総評・社会党時代の歴史的伝統を受け継ぐのは国労だけといっても過言でない。国鉄分割民営化に抗し、たたかい続けられている国鉄闘争は、まさに国家権力に真正面からたたかいを挑む性格と歴史的役割をもっていた。だから、国労は「国を変えてやる」、「歴史をつくる」との天を衝く気迫と気概が求められる。

国労は階級的労働運動構築への「権利」と義務をもつ

運動方針案は、「国鉄闘争は、最も重大な局面」（はじめに）、「昨年の大会以降、多くの困難をのり越え、政治の場で政府の責任での解決」というところに到達した」（闘いの

総括)、「闘争団がまとめと解決要求は、交渉の際に生かすこととした」(同)、「将来を見ずえてあわてず、あせらず地道な運動を展開する」(運動の基調)と強調する。しかしそこに「何が何でも勝つ」、「勝たずにいられるか」、「勝つためには何でもする」との必死さ、気概が伝わってこないのである。

大失業時代の現在、国鉄闘争のゆくえは労働運動のみならず日本の社会・経済・政治のあり方に重大な影響を与える。方針案にもあるが、国鉄闘争は「闘争団組合員・家族の筆舌に尽くせない奮闘、J R組合員の奮闘、共闘の仲間、物心両面の支援」の三位一体のたたかいがあつたればこそであり、「総団結・総決起」には彼らに国労は、こう「将来を見ずえ」る戦略展望を指し示す義務と任務、さらに権利をもっている。

現状やいかにと、委員長あいさつに耳をそばだてた。その発言の主旨は①解決交渉テーブルは足ぶみ状態、②話し合い開始にいたっていない、③社会民主党をつうじ自民、自由両党に態度表明したこと、④自民が運輸省案といわれる「国労とJ R各社の話し合い開始について」という考え方を提示してきた、と危惧が現実であることを明らかにした。

この三つの文書は、すでにいろいろな所で掲載されているが――

《高橋委員長名による三項目文書 四・三〇付》

- ① 国鉄労働組合は、平成十一年三月一八日に、第六四回臨時全国大会を開催し、国鉄改革法の主旨を含めて認めたものである
- ② 旧国鉄時代の訴訟については、解決の方向付けが明らかになった適当な時期に、取り下げを検討する
- ③ 他組合にも、解決のための理解を得る努力はしつつも、乗り越えなければならぬ点も多く、一層のご指導を賜りたい

《高橋委員長名による五項目「旧国鉄問題に関する国労の考え方」五・一八付》

- ① 国労はいわゆる「国鉄改革法」の意図を認めたものである
- ② 第六四回国労大会(三・一八臨時全国大会)までの大会決定事項のうち、J R発足後の訴訟などについては、取り下げを検討する
- ③ 解雇撤回・J R復帰等の解決にあたっては、昨今の経済・社会の情勢を考慮し、現実的に対応する
- ④ 国労は今後、J R各社との健全な労使関係の確立を目指して努力する
- ⑤ 当面する問題の解決にあたって、一層のご指導をたまわりたい

「国労とJ R各社の話し合い開始について」

一、国労とJ R各社の話し合い開始に際しては、国労が次の点を了承することが必要である

① 国労は、J R不採用問題につき、J R各社に法的責任がないことを認識し、J R各社と国労の話し合いの場は、健全な労使関係構築を前提とした、J R不採用問題とは別の人道的観点からの解決策(新規採用)を話し合うものであること

② 本件は、労使問題であることから、話し合いは当事者間で行なうべきであり、政労使間の話し合いはあり得ないこと

③ 国労は、話し合いの進捗状況を見つつ適当な時期に、少なくともJ R発足時における国鉄改革関連の訴訟は取下げること

④ J R各社が話し合う相手は、国労の各エリア本部とすること。なお、J R貨物については、対応するエリア本部がないことから国労本部でも構わない

二、上記一①の条件が満たされた場合には、自民党及び自由党において、J R各社に対し、国労との話し合いを開始し、人道的観点からの解決を検討して欲しい旨の要請を行なうこととする

三、なお、本件については、別途、国労と鉄建公団(旧国鉄)との間の裁判上の金銭和解も考えるところであるが、これについては、国労とJ R各社の話し合いの進捗状況を見つつ自民党、自由党

及び社民党の間で協議していくものとする。

というもので、委員長は「国労とJ R各社の話し合い開始について」に、「この内容は、一言でいえば、『J R不採用問題について法的責任がないことを認める』よう国労に求めるもの。話し合いの土俵に登る前に、行政当局が国労に譲歩と屈服を迫り、昨年の五・二八東京地裁反動判決に無条件で従え、というに等しい」と宣言。それに対し、国労が提出した「国労の考え」を示したと述べた。

これら一連の文書が、国鉄闘争の前進と発展にどんな影響を与えるか明らかただけに、資料1〜4のような危惧と不安が、現場・支援共闘の仲間をふくめ噴出したのである。

「国労とJ R各社の話し合いの開始について」——国労の考え方

- 一、国労とJ R各社は、J R不採用問題の話し合いを開始するにあたって次の点を了承する
- (一) 国労とJ Rは、J R不採用問題についてのJ R各社の法的責任の有無はともかく、問題発生以来一二年余を経過していることに鑑み、健全な労使関係を構築することを前提に、人道的観点から解決策を話し合うものである
- (二) 話し合いは、国労とJ R各社間で行なうことを基本とし、政府は必要な協力を行なう
- (三) 話し合いは、J R各社と国労本部及び国労エリア本部で行なう
- (四) J R不採用問題について国労とJ R各社間において解決策の合意が成立した場合、国労及びJ Rは、本問題に関するそれぞれの訴訟を取り下げるとともに、中央労働委員会に対し、訴訟の取り下げを要請する
- 二、J R不採用問題の解決にあたっては、これまでの政党間協議をふまえ、関係政党及び政府が必要な協力を行なう

危惧・不安が相次いだが…

大会は、三月一八日の臨時大会いこうの経過をめぐって大激論が展開された。発言者は初日の経過報告七名、経過報告未承認のまま方針論議に入り五名が発言。大会二日目も経過報告を含め論議は続行。二日目をふくめ計三六人が発言した。賛否を問わず、不安・心配の危惧の念が、会場にとどろいた。

「情勢が見えない」、「敵は国労の息の根をとめることをねらっている」、「改革法承認は無条件承認ではなかったはず」、「三つの文書は臨大違反、これでは自滅」、「国労の一大事」、「これ以上、へりくだるな。人道上から解決は国労の闘いを放棄すること」、「いくらへりくだっても敵は手を緩めない、はじめから解決する気がなかったことがはっきりした」、「これではたまたかにも交渉にもならぬ」、「本部は解決のチャンスというが、こんなやり方では相手にとっての国労つぶしのチャンスになる」と、初日の代議員は「昨年大会の時点に立ちもどれ」、「経過報告は認められない」、「本部は自己批判を」と、三つの文書の「破棄、無効を宣言し、拘束されないことを明らかにせよ」と求めた。

大会集約は多くの代議員が求めた「自己批判」、「改革法承認を取り消せ」、「三つの文書を破棄せよ」との意見に、「さまざまな経過で確認してきた。大会確認を履行しただけ」、「解決局面の中で、どう意志表示をはかるか。早期解決をめざす立場で提出」、「なんでもよいから解決しようと思っているわけではない」との立場から、「政治の場で政府の責任において政労使の解決交渉テーブルでの解決を求める。解決の大きな枠組として①J Rへの採用、②金銭的補償、③労使関係の正常化を大きな枠組を基本にとりくむ」とされた。

書記長「最終集約」後、高橋委員長が壇上に立ち「本部の考えに批判や不安があることを率直に認めたい」と自己批判ともとれる発言につづき、「政治解決に向けた現在の到達点を全会で再確認すると同時に、この流れを逃がすことなく、解決の局面に向かって、不退転の決意で臨みたい」と特別発言。この発言も、大会代議員・傍聴者・支援の仲間の共感を得られたように見えなかったが、大会は拍手で満場一致で経過報告、方針案を承認した。

日本の労資慣行のゆらぎの中で

国労と国労組合員、国鉄分割民営化で「首切られ」、「差別され」続けた国労闘争団員は、今日の「大量失業時代」の生き証人だ。今から、二十年ちかく前、彼らを襲った「首切り嵐」が、六千万労働者の現実である。「人活センター」と同じ「隔離部屋」、労働者への「イジメ」が社会面・生活面で大々的に報じられている。しかも「分割民営化」の矛盾は、安全問題を中心に一挙にふきだしている。「生き証人」はいまだ健在である。

「国鉄方式」による大首切り合理化で日本の労資慣行はゆらいできた。「企業忠誠心」にもゆらぎが見える。こうしたことを視野に入れ、国労はJ・R内に閉じこもるのではなく、豊富な他労組・仲間との交流の経験をもとに、足を「外」に踏み出す勇気が求められているのではないか。

国労内では「革同」といわれる共産党系の代議員のほとんどが「方針補強」の立場から発言していた。来賓で挨拶した共産党の国会議員は「人道的観点」からの解決を強調していたことも特徴であった。

資料4は、国労運動を守ろうと、従来の国労内の枠をこえ、七月、八月と勉強会を重ねたうえの「意見」である。これは、国労内での「人民の力」「高崎グループ」、「革同」、「旧社会党党員協グループ」の共同によるものである。

資料1 国労闘争団が求める解決要求（九九・六・一五）

一、全員の解雇撤回・不当労働行為の是正のため、八七年四月一日に溯り地元J・Rに採用の措置をとること。

(一) 解決時にこうすべき事項

- ①八七年四月一日から九〇年四月一日までの賃金・一時金不利益の精算
 - ②九〇年、四月二日から就労するまでの間の不払い賃金・一時金の精算
 - ③九〇年四月二日から就労するまでの厚生年金並びに社会保険の完全回復
- (二) 協議・決定すべき事項

- ①就労箇所の確定
 - ②復帰時の賃金の確定
 - ③就労時期の確定
- 二、地元以外のJ・R各社を希望する者についても、上記(一)と同様に採用の措置をとること。
- 三、解決時に退職を希望する者については、本人希望を尊重した再就職の斡旋を行うこと。
- 四、この間の争議により強いられた一切の損害金及び諸経費について、解決金として精算すること。

資料2 国労東京第一事業所分会（国労大会での配付チラシ）

修善寺大会の意義を再確認し、

解雇撤回・地元J・R復帰の闘いに向け総団結、総決起の大会へ

第六五回全国大会に結集した代議員、傍聴者の皆さん。

今大会は臨時大会での改革法の承認決定以降、国労がどのような方針を決定するのか、全国の組合員はもとより、この十二年間物心両面に国鉄闘争を支え、共に闘う支援の仲間が注目する大会で

す。一〇四七名の闘争団を先頭に、あらためて解雇撤回・地元ＪＲ復帰の闘いに向け総団結、総決起する大会にしなければなりません。

① 第六四回臨時大会で国鉄改革法の主旨を含めて認めた。

② 旧国鉄時代の訴訟及びＪＲ発足後の訴訟について取り下げを検討する。

③ 解雇撤回・ＪＲ復帰については経済・社会情勢を考慮し、現実的に対応する。

④ 国労はＪＲ各社との健全な労使関係の確立をめざして努力する。

⑤ 他組合にも解決のための理解を得る努力をする。との臨時大会で取り下げたはずの補強案二項目以下が含まれるような念書を全く組合員に相談せず提出しました。明らかに大会決定に違反し、組合民主主義の根本を否定する行為と言わざるを得ません。

「闘争団の譲れない要求」断固支持　そして、今や六・一〇運輸省メモやその後の政党間協議の凍結に見られるように、敵は益々ハードルを高くし、国労に対して全面的な屈服を迫ってきています。絶対に許せません。しかし本部は、六月一六日に運輸省に対しての「国労とＪＲ各社の話し合いの開始について」の文言で「法的責任の有無はともかく」、「人道的観点から話し合う」など、これに応えるような内容の文書を提出しています。本部は毅然とした態度で政府の要求を拒否し、闘争団の譲れない要求に基づき闘いを構えるべきです。

現在の状況が「改革法承認」でこじ開けたはずの「解決の入り口」であったのなら、私たちは先の臨時大会での「改革法の承認」を撤回し、第六三回全国大会以前に戻すべきです。絶対に不当労働行為を曖昧にしない闘い、さらには「五・二八反動判決」（一九九八年）を始め、全ての不当労働行為とはこれからも断固として闘うことをあらためて今大会で確認し、その基で総団結することが求められています。

反失業・反戦平和の闘いの先頭に立とう　今日、リストラ首切り・大失業の攻撃が全国で吹き荒れています。同時に、新ガイドラインを始め、盗聴法、日の丸・君が代法など反動法案が次々と強行採決され、まさに戦争の足音が目前に迫ってきています。大不況・大失業と侵略戦争が同時にやって来ることは、過去の歴史を見るまでもありません。

戦争や大失業攻撃に反対する闘いと国鉄闘争ががちり結合することが求められており、敵はそれを一番恐れているのです。ここに国鉄闘争の勝利の展望もあります。今や国鉄闘争は資本と闘う労働者の共通の課題となつていっています。

ベンディングは闘争団と共に責後まで闘うぞ　東京第一ベンディングの能登所長は、二年前の悪名高い背面監視攻撃の中心的人物です。その労務管理はデタラメというより人権を一切無視した暴力的異常なものです。炎天下で汗だくの作業にも係わらず、水を飲むことや、お湯を沸かすことすら認めようとせず、「業務指示違反」を乱発しています。さらに一言でも言おうものなら「不要な発言」と称して注意現認し、それらの全てを服務規律違反の処分の対象にしています。

ベンディング職場は、「採用せざる得なかつたのでつくった職場（力村総務部長）」と言われていいます。パッチや服務規律違反を口実にした度量なる不当処分がそのことをよく表しています。闘いをやめ白旗を掲げ、「分割民営」は正しかつたなどと言う人は一人もいません。私たちベンディングの組合員にとつても、「改革法の承認」≠不当労働行為責任の不問」の解決など絶対に認めることはできません。

代議員傍聴者の皆さん。今一度、この十二年間の国鉄闘争の不屈な闘いと支援の広がりには自信と確信を持つてありませんか。そのためにも、まさに闘う方針が求められています。何としても国労の闘う伝統を守り抜こう。

資料3 「どうそうだんわっかない」号外（九九・八・二六）

総 反 撃 態 勢 へ の 大 会 に

「運輸省の考え」は絶対認められない

地域・職場の闘いを持ち寄り、全国大会に結集された代議員・傍聴者の皆さん、大変ご苦労様です。

昨年の全国大会では、突然「方針（案）の補強」が出され半年以上ものあいだ国労の大衆運動が止まってしまいました。この補強案に対しては、全国各職場での討論を通して反対の声が多数上が

りましたが、三月の臨時大会では、こうした多くの反対意見があるにもかかわらず補強案の二項目以下を取り下げ「改革法」が承認されました。その後、「ただちに政治が動く」と言われていましたが、二カ月間も動きがなく、やっと五月二十五日に談話が発表されたという状況です。

問題なのは、その後の政治や政府の動きです。とくに、運輸省の出した「国労とJR各社の話し合い開始について」という文言で提示されているのは、「JR各社に法的責任がない」ことを認め「人道的観点」から「新規採用」での解決という私たち闘争団にはとうてい受け入れることのできない内容であり、全通四・二八の悪夢を押しつけるものです。それを国労に受け入れることは、だまし討ちのようなものです。要求の切り下げを狙い、ゼロ回答で採用差別を処理しようとする政府・自民党に国労は毅然とした態度で対応すべきです。

私たちの要求の柱は、「解雇撤回・JR復帰」であり不当労働行為責任をしっかりと取らせることです。同時に、JR内の不当労働行為を根絶し正常な労使関係を確立することです。このことなしに勝利解決はありません。

代議員・傍聴者の皆さん、私たち闘争団と家族の思いを受けとめて下さい。今定期大会で、政府・運輸省の出した不当極まる解決要求の切り下げを拒否し、大衆運動・裁判闘争など、あらゆる闘いを強化して「勝利解決」を闘い取る方針が確立されるよう強く訴えます。

三月の臨時大会は、代議員の発言機会の制限・傍聴の制限等、組合民主主義とはほど遠く国労運動に汚点を残す大会となりました。こうした反省に立って今大会は、組合民主主義が徹底され、発言機会が十分補償され、その討論を土台として国労の闘う姿が見え、原則的方針が確立される大会となるよう強く願っています。

この十三年間、闘争団や広域に応じ本州で闘ってきた組合員と家族が、幾多の困難に耐え、歯を食いしばって闘ってきたのは何のためだったのか、JR本隊の仲間が、差別されるのを承知で、かつ苛酷な処分を受けながら国労で頑張ってきたのは何のためだったのか。再度問い直し、闘いを強化しましょう。

資料4 闘争団・家族を激励し、国鉄闘争の全面勝利をめざす全国集会（九九・八・二五）

ア ピ ー ル

第六五回定期全国大会に参加された代議員、組合員のみなさん！

第六五回定期全国大会の任務は、闘争団と家族、組合員をはじめ、これまで国鉄闘争を自らの課題として惜しみない支援・連帯の闘いを寄せてこられた共闘のみなさん、献身的活動を行ってこられた弁護士のみなさんを含め、全体が納得できる解決、国鉄闘争の全面勝利を目指す闘いの強化に向けた国労方針の確立にあります。

昨年の全国大会で突如提案された「補強方針五項」についての十分な議論が深まらないまま「政治解決のメドがたった」として開催された三月一八日の臨時大会では、「改革法を認め、二項目以下については取り下げる」ことになりました。同時に「改革法を認めたからといって、不当労働行為は断じて許すことはできない」、首を切られた闘争団、家族の思いを重く受け止め、勝利解決に向け組織の総力をあげ闘う」ことも決定されました。

政府が五月二五日、「解決に向け努力する」と態度表明を行ったことは私たちの一二年間に及ぶ苦難の闘いが切り開いた到達点であることは間違いありません。

この新たな局面を迎え「やっと解決のチャンスが訪れた」「このチャンスを何とか活かしたい」と多くの組合員が期待を寄せ、決意を固めたと思います。

しかし、この間国労が政権政党である自民党、自由党に提出した二通の「文書」は臨時全国大会で取り下げたはずの二項目以下に大きく踏み込んでいます。また、政府・運輸省が国労に示した「国労とJR会社との話し合い開始にあたって」の「文書」では、明らかに国労に全面屈服を求めてきています。同時に、この「文書」に対する国労の回答は極めて曖昧な表現で、事実上それを受け入れるともとれる内容となっています。しかも、これほど重要な事項が事前に機関に諮らず、組合員に何の説明もないまま本部三役を中心とする執行部の判断だけで処理されるという機関の非民主的運営に至っては、労働組合そのものの存在が問われる問題です。

「不当労働行為」が曖昧にされ、「人道的観点」からの解釈の流れをみると、解決内容は極めて低い水準にとどまり、国労の存続まで心配される深刻な事態に立ち至っているといわざるをえません。

こうした状況の下で開催される第六五回定期全国大会は、国労の組織と路線を守り発展させる立

場から、自由闘達に議論を深め、総団結・総決起の定期大会にしていくことが重要であり、以下の点を訴えます。

- 一、解雇撤回、地元JR復帰、不当労働行為の謝罪と根絶の闘いの障害となる、自民・自由党への二通の「文書」は破棄すること。
- 二、運輸省「国労とJR会社との話し合い開始にあたって」の文書については拒否すること。
- 三、大会終了後、直ちに譲れぬ要求を内外に明らかにするとともに、政府に要求を突きつけ、解決を迫る闘いに全力をあげること。
- 四、労働委員会制度を否定する五・二八東京地裁反動判決を糾弾し、高裁闘争に全力をあげること。
- 五、JR職場の労働条件と安全輸送の確立に本腰を入れ、全国統一闘争の展開に全力をあげること。
- 五、長期債務、貨物、三島問題をはじめ、分割・民営化の根本にメスを入れ、「総合交通政策」の策定と実現に向け、全力をあげること。

東京都、賃金(本給四%、ボーナス一〇・五%)大幅カット

―福祉切り下げへの布石―

東京都は財政難を口実に、九月三日、二〇〇〇年から二〇〇二年までの三年間に職員給与を約二百億円カットする給与削減案を職員組合に示した。約十九万人の全職員を対象に賃金(本給)四%、ほか期末・勤勉手当(ボーナス)を一〇・五%カットとする大賃金合理化で、東京都はじまって以来のことだ。

「財政難」を口実に、北海道、神奈川県、千葉、愛知、大阪、福岡で、今年からすでに①賃金カット、②ボーナスカット、③定期昇給停止、④管理職手当カットを組み合わせた賃金削減攻撃が開始されている。しかし、三年間、しかも本給四%、ボーナス一〇・五%カットはこれらの県をはるかに上回る。これは来年以降、大がかりに行われるだろう国の財政再建策の先どりである。

給与大幅カットで、一般職員の削減額は約四十二万円(給料十七万八千円、ボーナス二十四万四千円)、管理職をふくめた平均では四十三万円強(給料十八万二千円、ボーナス二十五万千円)となる。賃金カットに連動しておこなわれる「財政再建推進プラン」、「福祉政策の新たな展開(福祉切り捨て計画)」で、福祉・教育・医療等々の負担は増大するから、賃金カットは五十万円をはるかに超える。

都と労組の団体交渉は九月三日午後二時から約二十分間おこなわれ、福永副知事は「徹底した内部努力がなければ都民の理解は得られない」と協力を求めた。これに対し、東京都労働組合連合会の矢沢委員長は「財政危機について財務当局は自らの責任を問うことがあるのか。一方的な給与削減案に合意する意志は毛頭ない」と答えた。

石原の思惑は、摩天楼のような新都庁、兆という巨額な金を湯水のようにタレ流している東京新都心計画でつくりだされた赤字解消を都民に転嫁するため、まず「都の職員」を血祭りにあげようというのである。矢沢委員長は「強者の論理による提案と全面对決し、白紙撤回を求める」と話している。

◇読者からのおたより◇

どうなる、平和運動のゆくえ 北海道における、反戦反核・平和運動の中心的存在である北海道平和運動センターの解散の方向性が、打ち出されつつある。全道労協・地区労が解散され、連合に移

行するとき、それまでの反戦・反核、平和運動など連合に引き継がない分野の運動を担うために北海道平和運動センターは結成された。「北海道平和運動センターあり方検討委員会」から出された答申を踏まえ、二〇〇〇年四月の解散と新組織「平和運動フォーラム（仮称）」の発足を目標に細部事項などの検討が始まる。

連合が推す民主党の発足により、中央および北海道において選挙闘争は連合が統一して闘う体制が一応でき、旧総評系労組の民主リベラル労組会議（中央労組会議）と旧同盟系労組の友愛会が解散することから、旧総評系中央産別が中心となり護憲・反戦・平和、反核・反原発などの大衆運動を担う新組織「平和運動フォーラム（仮称）」が発足する動きに連動して北海道平和運動フォーラム結成の動きとなっている。ただ、連合北海道サイドでは、平和運動フォーラムの北海道事務所を一ヶ所札幌に置いて、実際は連合として運動を取り組めば地域に組織は不要との考えも出ている。平和運動センターに加盟し連合未加盟の労組としてはどうすべきか。予断は許さない状況も考えられる。

〔学習資料Ⅱ皓星社ブックレット紹介〕 今年も、広島、長崎の日がすぎ去りました。皓星社では、「事実から学ぶ」「過去から学ぶ」というコンセプトのもと、以下の出版物を用意しています。

●元慰安婦の証言―五十年の沈黙を破って―(840円) ●中国人戦争被害者の証言(840円)

●君は反戦詩を知っているか(与謝野晶子、鶴彬ほか)(2940円) ●お問い合わせせよ注文は、TEL03-5306-2088 FAX03-5306-4125 森田まで (東京・T)

職安レポート リストラにあつて半年位になるが、職安に行つても昨年の十二月から比べて非常に失業者が多く、どこかの職安に行つても人があふれている状態である。政府は、景気がよくなったと言っているが私は「何を言っているのか!」と言いたい。実態はだんだん悪くなっている。まだまだ失業者が増えてきている状態である。求人募集もいまだ少なく正規社員の募集が減り、アルバイト、パート、契約社員等の労働者にとつて身分安定のない職場に募集がかたよっている。しかも四五歳以上の中老年の求人募集は全求人数の5%あればよいほうである。しかも給料も月給制から日給制、時間給制に変わつてきている。ボーナスもなく、税込みで十二〜十八万円位である。このような給料で、「ええ年したおっさんが生活できるか!」と怒りを覚える。

また、社会保険に加入している会社も少なく、私自身いつ再就職が決まるのか全然見通しがたない状態。規模二〇人程の会社で求人募集一人のところ、求職者は二〇人以上である。(匿名)

〔沖縄・基地案内―未来を見つめ闘う島〕 試写会へ 真夏日の続く毎日ですが、皆さまにはご活躍のことと存じます。日頃は小川町シネクラブの活動にお力添えをいただき、ありがとうございます。さて、小川町シネクラブ制作の沖縄シリーズビデオ第五作『沖縄・基地案内未来を見つめ闘う島』ができあがり、来たる九月二六日に完成上映会を行います。上映会では沖縄から新崎盛暉さん(沖縄大学教授、一坪反戦地主会代表世話人)を招き、シンポジウムも行ないます。場所はシニアワーク東京、時間は午後十二時三〇分です。参加費、一五〇〇円、ぜひご参加を!

〒113-0033東京都文京区本郷3-38-10さかえビル2階 小川町企画内

小川町シネクラブ 電話03(3818)2328 FAX03(3818)3199

超勤増でやりくり 資料を送っていただき大変ありがとうございます。当局は着々と施策を進めてきています。営業意識をかき立てることや、役職の他局任用と大変です。私の班も、ここ半年で三名が変わり、業務運行を考え回していくのが大変でした。七ヶタの機械区分で定員減となり、労働条件は厳しくなりました。超勤増でカバーする状況です。(郵政労働者・T)

ラガーよ、お前もか 『週刊金曜日』の「買つてはいけない!」を読み、「ラガーよお前もか!」と今やえびすとサントリーモルツしか手を出せないことになりました。ハイムの化粧水や乳液を売っているお店を、それと石けんを再度始めようと思えます。(東京・F子)

ピノチエト審理はいよいよ佳境に チリのピノチエト元大統領の訴追作業がスペイン政府によって行われている。それによると、アメリカ政府はCIAがアジェンデ社会主義政権をクーデターで倒した前後の情報をCIAの内部公文書によっても明らかにされている。ピノチエト氏の刑事責任を追及するためスペイン政府が、イギリス政府に逮捕と身柄引き渡し要求を九月から身柄引き渡し手続きの審理が行われる。(千葉・N)

◇訂正とお詫び◇ 本誌No七四六(九月二一日号)九頁、感想も涙もさまざま―運転手としての『鉄道員』―の四行目、「撮影場所の北海道富良野町の付近を運転した者して、…」の文中「富良野町」は誤り。正しくは「南富良野町」です。